

○高岡市職業訓練センター条例

平成17年11月 1 日

条例第162号

(設置)

第 1 条 技能労働者の職業に必要な能力を開発し、向上させることを目的とする事業主その他の関係者が行う職業訓練を援助するため、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第16条第 2 項の規定に基づき、高岡市職業訓練センター(以下「訓練センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 訓練センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高岡市職業訓練センター

位置 高岡市下伏間江102番地 3

(指定管理者による管理)

第 3 条 訓練センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第 5 条 訓練センターの開館時間は、午前 9 時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第 6 条 訓練センターの休館日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日までとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用者の範囲)

第 7 条 訓練センターは、次に掲げる者が行う職業訓練に利用することができるものとする。

- (1) 法第24条第 1 項の規定に基づく認定を受けた者
- (2) 技能労働者の職業訓練のため利用する事業者

(利用の許可)

第 8 条 訓練センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければな

らない。

- 2 指定管理者は、前項の許可の際、訓練センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、訓練センターの管理上特に必要があると認めるとき。

- 2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(特別の設備)

第10条 利用者は、訓練センターの利用に当たって、特別の設備をなし、又は訓練センターの施設等に変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、訓練センターの施設を許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、訓練センターの利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第9条第1項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、建物その他附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市職業訓練センター条例(昭和47年高岡市条例第40号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされ

た処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日条例第261号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市職業訓練センター条例第4条第1項の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市職業訓練センター条例第8条第1項の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(令和4年12月20日条例第48号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。